

新型コロナウイルス発生に伴う

バス定期乗車券の払戻について

新型コロナウイルスの影響により小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が休校になった事を理由にバス定期乗車券の払戻をされる場合は、後日お申し出頂いた場合でも、最終登校日の翌日を払戻日としてお取り扱いさせていただきます。

(最終登校日以降に定期乗車券を使用した場合は、お取り扱い出来ません)

なお、払戻方法は、有効期間開始日から最終登校日翌日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額から、手数料520円を差し引いて払戻させていただきます。

三岐鉄道株式会社